

## 社会福祉法人五輪坂秋峰会費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、役員に対して支給する費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (費用弁償の支給)

第2条 理事長及び理事、監事並びに評議員が会議に出席若しくは研修に参加したとき、その実態に応じて費用弁償を行う。

### (費用弁償の種類)

第3条 費用弁償は会議等と会議以外の業務で拘束時間6時間以上のときは全日当、それ以下のときは半日当とする。

- 2 理事・評議員会議出席は1日あたり2,228円を支給する。
- 3 2以外の業務での全日当は1日あたり5,569円を支給する。
- 4 2以外の業務での半日当は1日あたり3,341円を支給する。
- 5 会議での交通費は別表1により支給する。

別表1

移動距離		金額
片道	19Km未満	500円
片道	20Km以上 ~ 49Km未満	1,000円
片道	50Km以上 ~ 79Km未満	2,500円
片道	80Km以上 ~ 109Km未満	3,500円

### (在勤地外の勤務)

第4条 在勤地外における会議若しくは研修については、旅費を支給する。

- 2 旅費の種類及び支給方法は職員の例のとおりとする。

### (実施規定)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長の定めるところによる。

### 付 則

この規程は、平成16年 3月17日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 1月 1日から施行する。

この規定は、平成25年 5月24日から施行する。